

令和6年度第1回南あわじ市いじめ問題調査委員会 会議録

・会議開催日時 ・会議開催場所 ・出席者	令和6年12月10日（火）午前10時30分から午後0時00分まで 市役所本館 304・305会議室 委員：曾我智史、蔭山あづさ、山崎哲也、岡真奈美、芝壽郎 事務局：秀総務課付課長、中尾副課長、森浦係長 説明員：関口学校教育指導主事
・欠席者 ・傍聴人等	委員：なし 事務局：木田総務企画部長、中村総務企画部副部長兼総務課長 傍聴人：0人、報道関係：0人
・次第	1. 開会 2. 議事 （1）委員長及び副委員長の選出について （2）南あわじ市いじめ問題調査委員会の概要の説明について （3）南あわじ市におけるいじめ問題の現状等について （4）県内外他市町におけるいじめ問題の現状等について 3. その他 4. 閉会
事務局（課長）	市長が議会に出席し、会議に遅れている関係で、会次第の順番を変更しながら進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 本日はご多忙の中、南あわじ市いじめ問題調査委員会委員の委嘱状交付並びに令和6年度第1回いじめ問題調査委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。 また、この度は、南あわじ市いじめ問題調査委員会委員の就任についてご快諾を賜り、重ねてお礼申し上げます。 なお、本会議については、会議録作成のため録音させていただきますのでご了承ください。 では、次第2、委員会委員及び事務局の紹介から始めたいと思います。今回は第1回目の会議になりますので、誠に恐縮に存じますが、改めまして委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。
委員	（自己紹介）
事務局（課長）	ありがとうございました。続きまして事務局職員を紹介させていただきます。
事務局	（自己紹介）
事務局（課長）	本日は、説明員として学校教育課の関口学校教育指導主事に出席いただいております。
学校指導主事	（自己紹介）
曾我委員	説明員として教育委員会からお越しいただいておりますので、南あわじ市のいじめの現状についてご説明いただいておりますので、南あわじ市の

事務局（課長）	それでは、次第３の（３）南あわじ市におけるいじめ問題の現状等について、関口学校指導主事から説明をお願いします。 （説明） ありがとうございました。ご質問等はございませんか。 『島のゆくりば』はNPO法人のようですが、そこに委託されているのですか。
学校指導主事	はい、そうです。場所は三原志知公民館ですが、現在は改修中のため三原志知公民館別館を利用しています。
事務局（課長）	スタッフは、どのような方々ですか。
曾我委員	指導員は、元教員の方が多いです。また、運営スタッフの中にはカウンセラーの方もいらっしゃいます。
学校指導主事	島のゆくりばに通う場合、出席扱いになるのですか。
曾我委員	指導要録上は「出席扱い」になりますが、出席簿は「欠席」になります。なお、通知表に関しては学校裁量とはなりますが、島のゆくりばに何日通ったかを月ごとに記載していただくようお願いしています。
学校指導主事	通知表に載る「９０日を超える不登校」とか「年間３０日以上長期欠席」に、島のゆくりばに通った日数は、反映されるのですか。
蔭山委員	島のゆくりばや適応教室に通っていても、出席簿の「欠席」日数は減らないので、「９０日を超える」等の数値への反映はされていません。
学校指導主事	反映はされていないけれども、不登校の長期化をとどめる一つの背景になっているということですか。
蔭山委員	そうです。今回、学校復帰した事例を紹介させていただきます。
学校指導主事	１例目は小学１年生です。１学期に行き渋りがあり、２学期から学校と『島のゆくりば』を併用しながら登校していました。そこで、学校、島のゆくりば、保護者の３者で今後のことを話し合い、３者が同じ方向を向いて学校復帰を目指すことになりました。１０月に運動会がありました。行事はとても大事で、その児童は運動会の練習が楽しく、学校で過ごす時間が増え、１１月には完全に学校に復帰したという事例があります。 ２例目は中学３年生です。島のゆくりばで仲良くなった小学生が「私、学校はあまり好きじゃないけど、頑張って行くねん」と話すのを聞いて、私も頑張って学校へ行ってみようという前向きな気持ちになったという事例があります。 不登校の子どもは、気持ちの上でパワーが減っている状態になっています。それを満たしてくれる場所が、島のゆくりばや適応教室なのだと思います。心が満たされることによって、学校へ行ってみようという前向きな気持ちになり、学校復帰につながったということもあります。学校以外の子どもの居場所が増えたということは、南あわじ市にとってはありがたいことだと思います。
芝委員	いろいろと皆さん方の協力に取り組んでいますが、不登校の状態で欠席が続いている場合、学校側は学校に行かないということを認めているのですか。

学校指導主事	はい、そうです。以前は、児童・生徒を強引に学校へ連れて行くということもあったようですが、現在は無理やり登校させるのがいいのかという考えもあり、家庭訪問を重ねながら、本人の気持ちや困り具合、家族の方針などを話し合ったうえで、選択肢の一つとして適応教室や島のゆくりばを紹介しています。まずは家から外へ出てみようか、次に学校とは違う場所に行ってみようかということをしています。いきなり学校に戻ってみようかというのは難しいです。
芝委員	そのような努力をしながら、本人のためにいろいろとやってみたけれど最後まで学校に行けなかったという人は何人ぐらいいますか。
学校指導主事	毎年数人ですが、それまでに完全にその子との関係を切らしてしまわないように家庭訪問等は継続しています。保護者から「もう来ないでくれ」とか「子どもが会いたくないと言っている」と言われることもあります。様々なケースがあり、大変な部分もありますが、学校や先生は時間を作って、関係を切らさないという努力をしています。
事務局（課長）	ありがとうございました。
事務局（課長）	ここで一旦中断させていただいて、委嘱状の交付を行いたいと思います。 委員の任期は、本年１０月１日から令和８（２０２６）年９月３０日までの２年ということで、本来であれば１０月１日に委嘱させていただくところ日程調整がつかず、本日の開催となったこと、お詫び申し上げたいと思います。 では、市長から委員の皆さまに委嘱状を交付させていただきます。会議資料１ページの名簿順に交付させていただきます。 （委嘱状交付）
事務局（課長）	守本市長からごあいさつを申し上げます。
市長	議会の関係で遅れまして大変申し訳ございません。本日は南あわじ市いじめ問題調査委員会委嘱状交付式並びに第１回いじめ問題調査委員会にご多用の中ご参集いただきまして大変ありがとうございます。また、日頃から市の様々な教育問題にご尽力いただきましてありがとうございます。 改めて申し上げますと、平成２３年に滋賀県大津市でいじめ自殺があつて、いじめが大きな社会問題となり、平成２５年「いじめ防止対策推進法」が制定されました。本市では、この法律の趣旨を踏まえ、いじめ等の防止を総合的かつ効果的に推進することで、平成２６年１２月に「南あわじ市いじめ防止基本方針」を策定しました。 重大事態が発生して、最初は教育委員会が対応するのですが、それが不十分であるという場合には、市執行部の方に話に移りまして、こちらの方で、公平性・中立性・透明性を確保して再調査を諮問するという形で、諮問機関を設けることになりました。それが当委員会となります。 文部科学省の調査結果では、令和５年度のいじめの認知件数は３年連続で増加し、過去最多ということで７３２、５６８件。前年度から５０、６２０

	件増となっております。いじめ重大事態の発生件数も過去最多ということで1,306件。前年度から387件増加ということでございます。これが実態の増加なのかあるいは対策を強化したことによって表面化したものなのか分からない部分もありますが、数字的には非常に増えているということでございます。 また、教室でのいじめだけではなく、パソコンや携帯電話等SNSで、誹謗・中傷や嫌なことをされるという新しいいじめの形も登場しているということです。特に高等学校を中心に増加傾向であると伺っております。ちなみにその件数が24,678件。前年度から758件増加ということでございます。 南あわじ市いじめ問題調査委員会は平成27年4月に設置され、9年が経過しておりますけれども、今までのところ、南あわじ市では重大事態という形でご審議いただいたことはございません。しかし、今後様々な事態が想定されます。 第4期の任期が始まりまして、ご就任の皆さま方には本市がめざす「子育ての喜びが見えるまち」の実現のため、また安全安心のまちということについてご指導賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。
事務局（課長）	市長は他の公務のため退席させていただきます。 （退席）
事務局（課長）	続きまして、令和6年度第1回いじめ問題調査委員会を始めさせていただきます。 本日の委員会の議事として、委員会の委員長並びに副委員長の選出をお願いしたいと思います。その後に、いじめ問題調査委員会の概要の説明、すでに報告させていただきましたが、当市におけるいじめ問題の現状等の意見交換をしていただきます。 具体的な事案の審議を行わない場合は原則公開となっておりますので、本日の会議については、あらかじめホームページで公表させていただいております。 本日の委員会は、任期開始後の第1回目ということで、委員長が決まるまで、事務局で議事の進行をさせていただきます。 まず委員会の成立について確認させていただきます。資料6ページをお開きください。 南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例第20条の規定により準用する第13条第2項により、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されております。本日の出席者数は5名、欠席者数はございません。委員の過半数の出席がありますので、委員会の成立を報告させていただきます。 次に「議事（1）委員長及び副委員長の選出について」を議題といたしま

	す。 本日の会議資料４ページをご覧ください。南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例第２０条で準用する第５条の規定により、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めることになっております。今回新たな任期の始めですので、委員長及び副委員長の選出をお願いしたいと思います。まず委員長について立候補、ご推薦、ご意見などございませんでしょうか。
委員	(意見等なし)
事務局（課長）	ご意見等が無いようですので、事務局案を提案させていただいてもよろしいでしょうか。事務局案でございますが、弁護士であり第１期から第３期まで委員長を務めていただいております曾我委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
委員	(異議なし)
事務局（課長）	委員の皆さまのご同意をいただきましたので、委員長に曾我委員の就任をお願いしたいと思います。
曾我委員長	委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。 改めまして曾我と申します。委員長を引き続き務めさせていただきます。委員の構成はほとんど変わらずきております。毎年１回、このように顔合わせをして、それぞれの人柄を知ろうみたいなところがありますので、皆さんには、ご意見を率直に話していただければと思っています。よろしくお願いします。
事務局（課長）	ありがとうございます。続いて副委員長について立候補、ご推薦、ご意見などございませんでしょうか。
曾我委員長	第１期から副委員長は蔭山委員にお願いしておりますので、私としては、是非、蔭山委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
委員	(異議なし)
曾我委員長	蔭山委員、よろしいですか。
蔭山副委員長	はい。ご推挙ありがとうございます。引き続き、委員長補佐をしながら、この会に力を尽くしていきたいと思っています。
事務局（課長）	それでは副委員長に蔭山委員の就任をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
事務局（課長）	ここからは、条例第２０条で準用する第１３条第１項、委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となると規定されておりますので、会議の進行につきまして、曾我委員長にお願い申し上げます。
曾我委員長	それでは、議事の（２）に入りたいと思います。 南あわじ市いじめ問題調査委員会の概要の説明について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(説明)
曾我委員長	ただいま事務局から説明がありました。委員の皆さま、ご意見、ご質問が

	ございましたらお願いします。 (質疑等なし)
曾我委員長	では、先ほど中断する形となりましたので、関口学校指導主事から説明のあった南あわじ市におけるいじめ問題の現状についての内容も含めて、ご質問等はございませんか。
山崎委員	先ほどのいじめ認知件数のことで質問です。例えば、アンケートで分かったとか、保護者から分かったとか、本人からとか、同級生であるとか、情報の発信元の割合が分かれば教えていただけますか。
学校指導主事	割合については全てを把握していないですが、教員がいじめを直接発見したという件数は少ないです。
山崎委員	アンケートというのは、教員へのアンケートですか。
学校指導主事	アンケートは児童・生徒向けのものです。いじめを受けている児童・生徒が書くというよりは、周りで見えていた児童・生徒がアンケートに書くことが多いです。「生活アンケート」として学期ごとに1回実施しています。困っていることはありませんかという質問をして、いじめにつながるものがないか調査、把握しているというところです。 また、中学校では2者面談で「困っていることはないか」を聞くようにしています。この場合でも、本人は言わないが、周りの生徒が先生に伝えるということがあるようです。さらに、生徒会でいじめ問題の対策委員会を立ち上げている学校もあり、生徒の中から対応しようとしているところもあります。
山崎委員	いじめ問題については、立派な対応委員会や調査委員会がありますが、一番初めのいじめの認知に至るハードルが高いように思っております。そのハードルをどうすれば低くできるかということです。 保護者が学校に相談しやすい取組や同級生や友達が言いやすいような取組はないのだろうかということを考えております。 子どもがいじめられていると分かったとき、親はどこに相談すればいいのだろうかとか、そもそもいじめられていることを言ってもいいのだろうかとか、親はいろいろと考えてしまって、インターネットで調べてみたりするわけです。 例えば、学級だよりなどで、学校での子どもの様子を保護者に知らせたり、相談窓口をお知らせしたりすることはできないのだろうかとか、各学校のホームページに保護者から相談を受けるようなものがあれば、相談する際のハードルが低くなるのではないかとも思うのです。保護者が学校や教育委員会に相談しやすい仕組みがあればうれしいなと思います。 なぜ、保護者を重視するかというと、SNSの問題です。SNSの問題は見えにくく、先生は気づかないと思います。そうすると、子どもの一番身近にいて、子どもの変化に気づけるのは親なので、親がアクセスしやすい相談窓口の敷居が低ければいいと思うのです。何か保護者向けの仕組みはありますか。

学校指導主事	ひょうごっ子悩み相談という相談窓口についてですが、今は児童・生徒に一人1台の端末が配布されており、この端末のアプリの中に、困ったことがあればすぐにアクセスできるアイコンを作成していて、LINEのように双方向で相談のやり取りができるようなものになっています。このアプリは昨年度末に導入し、今年度は8件の「困っていること」の相談がありました。
山崎委員	それは、児童・生徒本人からのものですか。
学校指導主事	そうです。ただ、この児童・生徒が利用している端末は保護者も使えます。ひょうごっ子悩み相談というと、子ども対象の相談窓口のように思われますが、保護者の方も利用できます。それから、私は今年度から教育委員会で勤務させていただいているのですが、その中で感じるのは、保護者が学校に直接相談するのはハードルが高いのだなということです。学校に相談すれば、「誰か」ということが分かってしまう（顔を指す）ので相談しにくい、だから学校への電話を控えてしまうということがあると思います。そのようなことから、顔が分からない第三者的な相談先として教育委員会に連絡をしてもらうということになります。連絡を受けて教育委員会で対応することもあります。青少年育成センターの「なんでも相談」を紹介することもあります。
山崎委員	保護者が教育委員会に電話をした場合、教育委員会から学校に事情を伝えるということですか。
学校指導主事	そうです。いじめ相談だけではなく、子どもが困っているという話を聞いて、学校等につないでいくという形をとることもあります。保護者にとっては、相談をするというのはハードルが高いと感じています。
山崎委員	本当にハードルが高いです。だから、いじめの芽を早い段階で摘むという観点からいうと、些細なことでもどこかアクセスしやすいところがあったらいいと思います。
学校指導主事	日ごろから（本人、保護者、学校が）どれだけつながれるかという部分が大事です。令和5年度のいじめや不登校に関する調査結果が11月1日に発表された際に、ある大学教授がおっしゃっていたことですが、子ども達はやらなければならないことが増えてきているが処理が追いつかない状況である。またコロナ禍の影響で登校できない時期があったという中で、困っていることを言葉で表したいけれど上手く表せない。その結果、暴力をふるってしまうということがあるらしく、今、暴力行為が増えているというお話がありました。また、子どもにも、保護者にも、先生にもゆとりが無い状態で、様々な問題が起こっている、それぞれにもう少しゆとりがないと、いじめや不登校、暴力行為は増えていくだろうということでした。
曾我委員長	他にご質問等はありませんか。
蔭山副委員長	重大事態になるのは、30日以上の不登校ですか。
学校指導主事	重大事態になるものが2種類あります。心身に大きな影響があり、命に係わるものが1号事案、いじめが原因で不登校になり30日以上欠席となるのが2号事案、この2つです。
蔭山副委員長	不登校の要因は1つだけではなくて、その要因を探るのが難しい。元々、

	集団の中で過ごすことにストレスを感じていた子が、ちょっとしたいじめ的なことに触れることで、一気に不登校になるという場合、不登校の原因をどのように認定するのでしょうか。いじめ重大事態の数として数字に反映されるのでしょうか。私の経験上、(資料の「R 5 いじめ認知件数の月別推移」の)重大事態が0件というのは本当なのかなというところがあるのですが。 重大事態の要因が全部いじめだとは言いきれないけれども、部分的にいじめが関与しているという背景が少なからずあると思いますので。そのあたりはいかがでしょうか
学校指導主事	おっしゃられるとおりです。何もしていないということではなく、いじめの可能性があれば、学校にその対応と教育委員会への報告を求めています。そして、重大事態の可能性のあるものは県教育委員会に相談しながら、最終的には学校ないし教育委員会で判断をします。常に、重大事態になるかもしれないと想定しながら対応している状況です。いじめだけが要因であればいじめ重大事態といえますが、いろいろな要因が絡んでいる場合は、一旦重大事態としてあげることもできるが、悩むところでもあります。
蔭山副委員長	学校から教育委員会にあがってくる数字で、不登校の要因がいじめかどうかを判断するのは学校の裁量ですか。
学校指導主事	はい、そうです。学校からの報告を教育委員会で確認し、これはいじめ重大事態にあたるのではないかという場合は、学校に伝えて対応するようにしています。学校に全て任せて、学校が決めていくということは難しいので、学校と教育委員会が協力しながら進めるようにしています。
蔭山副委員長	いじめ重大事態として扱わない場合に、保護者からなぜ重大事態にならないのかと言われることも考えられます。
学校指導主事	慎重な吟味をした上での、本日の資料の認知件数ということですか。
	はい、そうです。令和5年度のいじめ重大事態件数では、兵庫県は134件で、全国で2番目の件数となっております。研修会等に行きますと、いじめ重大事態の疑いがあるという段階で、対応委員会において第三者による調査や審議をいただいている市町もあると聞きます。
曾我委員長	他の方、ご意見やご質問はございませんか。
山崎委員	例えば、中学校のクラスの中で陰口や暴言、無視によるいじめを受けて、それを契機に学校に行けなくなった。その後、長期欠席の期間にうつ病になって、心療内科を受診し、薬を飲まないといけないというケースは、重大事態ですか。
学校指導主事	この場合は重大事態になるかと思います。
山崎委員	そういったことは、南あわじ市では認知件数としての数字があがっていますか。
学校指導主事	南あわじ市の過去における重大事態の認知件数は0件ですが、このようなケースがあった場合、重大事態の疑いがある事案として、関係者への聞き取りや調査、検討を重ね、判断していくこととなります。
曾我委員長	他の方、ご質問等ございませんか。

蔭山副委員長	本人からも保護者からもいじめられていると訴えがあり、客観的にいろいろな方面から情報収集してみると、本人の虚言であったというとき、どう扱われるのでしょうか。
学校指導主事	いろいろな背景はあると思いますが、まずは親身になって話を聞くことはしなければならないと思います。本人の聞き取りだけではなく、周りの児童・生徒からも情報収集しながら、訴えの内容が事実であるか否かを確認していくことになると思います。
蔭山副委員長	ちなみに、本人の主張は主観的なものであって、客観的にみていじめはなかった可能性が高いにもかかわらず、本人と保護者がいじめ重大事態に該当する事案だと主張し、学校と争うために代理人も立てているというときは、どう対応されますか。
学校指導主事	学校にとっては、かなり苦しい状況です。
曾我委員長	他の地域の例で言うと、いじめの事実があるかどうか分からないけれども、訴えが厳しいというケースはあります。代理人をつけているというケースが実際にありまして、その例で言うと、学校現場が何らかの対応をしてもなお困っているので、あえて間に調査委員会を入れて、ちょっと学校現場を落ち着かせるという、そういう調査委員会の使われ方をしているところもあります。第三者が客観的に調査をすることで何とか収めるという方向にもっていくというケースもあるようです。
学校指導主事	学校や教育委員会だけで解決するのが難しい場合には、まずは、教育委員会側の第三者委員会である対応委員会で調査等していただくことになると思います。
蔭山副委員長	今回、配付していただいた資料の中に、重大事態として認定が遅れたために、調査委員会の立ち上げが遅くなったという記事がありました。これは、不登校の要因がいじめによるものなのか、そうではないのかを判断するのに、学校や教育委員会は時間を要するということなののでしょうか。このところは適切な判断もしないといけないし、なかなか難しい部分だなと思いました。
学校指導主事	おっしゃるとおりです。
蔭山副委員長	調査委員会を立ち上げるとなると、予算も必要になってきますよね。
学校指導主事	そのとおりです。
曾我委員長	議事（４）県内外他市町におけるいじめ問題の現状についてのお話にも若干入っておりまして、蔭山副委員長がおっしゃるとおり、予算の問題も課題としてあります。大都市においては予算が確保できないわけではないので、調査委員会も開催できるのですが、地方の市町だと予算が確保できないということで、調査委員会での調査を躊躇するということが生じるという実情があります。
	それから、本年８月にいじめ重大事態ガイドラインが改訂されていまして、元々２０ページ弱だったものが５０ページを超えるガイドラインになりました。改訂の趣旨としては、平時から、いじめがあると思われるときには、まずは学校できちんと調査しましょうということが明記されています。配付資

	料にあった重大事態の認定が遅れたとされるA市の関係で言いますと、新しいガイドラインでは、初期段階でまず学校できちんと調査をすることが大事になってきます。この調査で時間がかかることはあり得るわけで、A市のケースの詳細は分かりませんが、やむを得ない側面があったのかもしれませんが。いずれにせよ、学校での事実認定能力を高める必要があります。いじめは初期対応が大切ですので、そこを手厚く対応する制度設計を大前提として考えたうえで、重大事態調査があるという位置づけとなります。
岡委員	他にご意見等ございませんか。岡委員いかがですか。 大学教授が（子ども、保護者、先生に）ゆとりがないとおっしゃっていたということですが、本当にそのとおりだと思います。その中で、学校でのいじめの調査をもっと頑張ってくださいと言われたら、先生はどうなるのでしょうか。一瞬不安を覚えました。余裕がない社会になってきて、病院の窓口などをみていると余計に嫌になります。意見ではなく感想です。
曾我委員長 芝委員	芝委員いかがですか。 見える化をして、事例を皆さんと共有して、皆さんがいじめというところの問題意識をもって、いい方向にもっていくのが一番いいと思います。こういった委員会は、いろいろなところで立ち上げていただいて、いい部分を吸収していったらどうでしょうか。
曾我委員長	ありがとうございます。他にご意見等ありますか。 では、本日予定されていましたが審議内容については、すべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。
事務局（課長）	本日は慎重審議、誠にありがとうございました。本日の会議録については、事務局で作成でき次第、委員の皆さまへお送りさせていただき、確認及びご決定いただくということにさせていただきたいと思います。 今回の委員会は、情報共有のために開催の場合、又は市長から諮問があった場合に開催ということになります。その際には委員の皆さまにご連絡させていただき、日程調整させていただきたいと思います。 本日はどうもありがとうございました。